

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1748号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 50,300
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	48,500
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	46,700
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	44,900
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	43,100
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	41,300
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	39,500
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	37,700
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	35,900
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	34,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	33,100
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	31,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	30,300
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	28,900
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	27,500
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	26,100
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	25,500
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	24,900
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	23,900
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	23,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	22,700
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	22,100
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	21,500
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	20,700
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。